

重要事項説明書

(梅菅園短期入所生活介護事業所)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者

名称	社会福祉法人 本郷福祉会
法人所在地	広島県三原市下北方二丁目9番1号
代表者氏名	理事長 加村 博志
電話・ファクシミリ番号	TEL (0848) 86-1750(代) FAX (0848) 86-1788

2 事業所

名称	梅菅園短期入所生活介護事業所
管理者名	岡林 浩一

3 ご利用施設で実施する事業

事業の種類	広島県知事の事業者指定	利用定数
	指定年月日	
短期入所生活介護	平成12年 2月 10日	4人 (介護予防短期入所と兼用)

4 事業の目的と運営の方針

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。また、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るものとします。

5 施設の概要

特別養護老人ホームと併用

敷地	7, 360. 97㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建（耐火建築）
	延べ床面積	3, 000. 52㎡のうち66㎡
	利用定員	4名（介護予防短期入所と兼用）

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
2人部屋	2室	66m ²	16.5m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	
食堂	1室	155.85m ²	特養との併用
機能回復訓練室兼食堂	1室	231.06m ²	
デイルーム兼食堂	1室	112.96m ²	
一般浴室	1室	56.43m ²	
機械浴室(特殊浴槽2台)	1室	67.52m ²	
理髪室	1室	18m ²	
医務室兼看護師室、静養室	各1室	54m ²	短期専用
短期専用静養室	1室	33m ²	

6 職員体制

従業者の職種	常勤換算※	保有資格等 (実人数)	運営規程の員数
管理者	1	社会福祉士	1
医師	0.1		1(非常勤)
生活相談員	3	社会福祉士 3	常勤1以上 特養と兼務
介護職員	28	介護福祉士 21	常勤換算 25以上 特養と兼務
看護職員	5	看護師 6 准看護師 1	常勤換算 3以上 特養と兼務
管理栄養士	1	管理栄養士	常勤1以上 特養と兼務
機能訓練指導員	1	作業療法士	常勤1以上 特養と兼務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定時間数で除した数(小数点以下切捨)

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	○早出(7:00~16:00) (7:30~16:30) ○日勤(8:30~17:30) ○遅出(10:00~19:00) ○夜勤(16:30~9:30)	4週8休
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務 夜間については、交代で携帯電話による待機を行い、緊急時に備えます。	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務	4週8休

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<p>○栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>○食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</p> <p>(食事時間)</p> <p style="padding-left: 40px;">朝食 7:30~8:30</p> <p style="padding-left: 40px;">昼食 12:00~13:00</p> <p style="padding-left: 40px;">夕食 18:00~19:00</p>
排泄	<p>○利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p> <p>○排泄介助を要する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。</p>
入浴	<p>○週2回以上の入浴または清拭を行います。</p> <p>○寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</p>
離床、着替え 整容等	<p>○寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</p> <p>○シーツ交換は週1回、寝具の入れ替えは年2回行います。</p>
機能訓練	<p>○機能訓練指導員により、利用者の方の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。</p> <p>(当施設の保有するリハビリ器具)</p> <p style="padding-left: 40px;">平行棒、肋木等</p>
健康管理	<p>○嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。</p> <p>○また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</p> <p>○利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</p> <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名： 香河 哲也</p> <p style="padding-left: 40px;">診療科： 外科 (所属病院；本郷中央病院)</p> <p style="padding-left: 40px;">診察日： 毎週火曜日</p>
相談及び援助	<p>○当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口)介護職員：土田 和美</p>
社会生活上の便宜	<p>○当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。(別添の施設行事計画のとおり)</p>

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの内容	内容
○日常生活品の購入代行	<p>○利用者及びご家族から自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、その都度、お申し込み下さい。</p> <p>(担当； 介護職員：土田 和美)</p>

○金銭管理、貴重品等預かりについて	○自らの手による貴重品等の管理が困難な場合は、お預かりいたします。
-------------------	-----------------------------------

9 利用料

(1) 法定給付

区分	サービス内容	利用料（1日につき）			
		1割負担	2割負担	3割負担	
法定 代理受領	併設型短期入所 生活介護費	要介護1	603円	1,206円	1,809円
		要介護2	672円	1,344円	2,016円
		要介護3	745円	1,490円	2,235円
		要介護4	815円	1,630円	2,445円
		要介護5	884円	1,768円	2,652円

法定サービス提供加算について

加算名	要件	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練指導体制加算	常勤専従の機能訓練指導員を配置した場合	12円	24円	36円 (1日につき)
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	夜勤を行う職員が基準を1以上上回っている場合	13円	26円	39円 (1日につき)
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士の占める割合が百分の六十以上	18円	36円	54円 (1日につき)
送迎加算	事業所が送迎を行う場合	184円	368円	552円 (1回につき)
療養食加算	療養食を提供した場合	8円	16円	24円 (1回につき)
緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた場合	90円	180円	270円 (1日につき)
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入した場合 	10円	20円	30円 (1月につき)
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	—	利用料に1000分の140を乗じた数を加算		

(2) 法定外給付

区分	利用料
利用者が選定した特別な食材費	実費
食費	朝食 500円 昼食 550円 夕食 550円
滞在費	1日あたり 980円

「介護保険負担限度額認定証」を所持されている方は、つぎの表が適用されます。

	滞在費の上限額（日額）	食費の上限額（日額）
	多床室	
第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者	0円	300円
第2段階 市民税非課税世帯で年金収入等（※1）の年額が80万円以下の人	430円	600円
第3段階① 市民税非課税世帯で年金収入等（※1）の年額が80万円超120万円以下の人	430円	1,000円
第3段階② 市民税非課税世帯で年金収入等（※1）の年額が120万円超の人	430円	1,300円

※1 年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

理美容代	実費
送迎町外加算	フェリー並びに高速道路を利用した、その実費を加算して徴収する

その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費をご負担いただきます。

(3) 支払い期日と支払い方法について

利用料その他の費用の額の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、銀行口座振込み又は口座振替によって翌月の末日までに受けるものとする。

10 個人情報開示の同意について

別添 同意書による

11 苦情等の受付

提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じます。

①	当事業所の 窓口	担当者 生活相談員 鳥越 小百合 介護職員 土田 和美 苦情解決責任者 管理者 岡林 浩一 受付時間 平日 8:30～17:30 〒729-0414 広島県三原市下北方2丁目9番1号 電話 0848-86-1750
---	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		○ご利用方法 担当者が面接・書面・電話にて受付します。 正面玄関に電話脇にご意見箱も設置しております。 ○解決方法 苦情解決責任者に報告し、事実確認を行います。 苦情処理委員会にて対応を協議し、サービスに関する説明、改善内容を苦情申出人へ報告します。
	当法人の第三者委員 (解決しない場合は 助言・立会いを求める ことができます)	中村 益夫 住所 三原市沼田西町松江 2115 電話 0848-86-2408 吉行 導治 住所 三原市本郷町南方 20322-3 電話 0848-86-2933
②	公的団体の 窓口	三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号 電話 0848-67-6240
		竹原市福祉部健康福祉課 介護福祉係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒725-8666 竹原市中央五丁目 1 番 35 号 電話 0846-22-7743
		東広島市健康福祉部 介護保険課 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号 電話 082-422-2111
		尾道市高齢者福祉課 介護保険係 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒722-8501 広島県尾道市久保 1 丁目 15-1 電話 0848-38-9440
		広島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15 〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話 082-554-0783

12 協力医療機関

医療機関の名称	本郷中央病院 (救急病院)
院長名	谷本 康信
所在地	〒729-0414 三原市下北方 1 丁目 7 番 30 号
電話番号	0848 - 86 - 6780
診療科	外科、内科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科等

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム梅菅園防災計画」にのっとり対応を行います。		
近隣との協力関係	三原西消防署の協力を得て、非常時の対応を行います。		
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム梅菅園防災計画」にのっとり年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。 防火管理者：中沖 利治		
	設備名称	個所等	設備名称 個所等

	スプリンクラー	346 箇所	非常灯	33 箇所
	補助散水栓	3 箇所	誘導灯	21 箇所
	火災報知器	83 箇所	消火器	16 箇所
	自動火災報知器	1 箇所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用自家発電	あり
	防火扉	4 箇所		
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			

14 当施設ご利用の際に留意いただく事項

外出	外出に関する届け出を職員に申し出て下さい。
喫煙	喫煙はお断りします。
事務所・ 窓口対応	<p>月曜日～土曜日 8:30～17:30</p> <p>ただし、土曜日と祝日はご利用料金のお支払い対応ができません。 保険証などの貴重品の持ち出す必要がある場合は、事前に連絡をお願いします。</p> <p>日曜日 事務所は不在となりますので、留守番電話にメッセージを残してください。翌日に対応させていただきます。 緊急の要件は TEL0848-86-1751 にて受け付けます。</p>

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

梅菅園短期入所生活介護事業所

説明者氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

(代理人) 氏名

印

続柄

(2024. 8. 1)